
C-F.メネストリエのバレエ論(1682)における模倣概念

—構想の統一をめぐって

川野恵子(大阪大学)

本発表は17世紀の紋章学者であるクロード=フランソワ・メネストリエ(Claude-François Ménéstrier, 1631-1705)が著書『劇の諸規則にしたがう新旧のバレエについて(Des Ballets anciens et modernes selon les règles du théâtre)』(1682)の中で論じた「構想の統一(unité de dessein)」を問題とし、舞踊芸術ジャンルの模倣概念について考察する。この「構想の統一」は18世紀の舞踊論においても参照された制作規則であるが、昨今の研究はメネストリエの理論が18世紀舞踊論に受容される際、しばしば術語のみが文脈から切り離されて借用された事実を指摘する。そこで本発表はメネストリエがそもそもこの「構想の統一」という制作規則をいかに論じているのかテキスト研究に基づいて明らかにし、18世紀舞踊論との異同を問う素地としたい。

よく知られている通り、アリストテレス『詩学』に基づく「三統一の規則」は作品制作にかかわる諸規則として17世紀フランス古典主義芸術理論に大きな影響を与えた。なかでも筋の統一(unité de action)は支配的であり、舞踊研究史が18世紀の舞踊芸術の流れを「バレエ・ダクシオン(ballet d'action)」と総称するのは、バレエ作品における筋の統一の形成という視点からこの時代の舞踊史を定義しようとする試みにほかならない。しかしこのバレエ・ダクシオンの理論化の論拠であったメネストリエの書を紐解くと、バレエは悲劇や喜劇とは異なるのだから、三統一の規則はバレエには適切ではないと否定されていることが明らかになる。しかし一方でメネストリエは、バレエを規則の欠いた「純粹な気まぐれ」とは認めず、その他の諸芸術と同様に模倣芸術であると、バレエに固有の諸規則の必要性を主張する。そこでメネストリエは舞踊やバレエにかかわる様々な文献を精査し、バレエの模倣の特性を定義した上で、それに即した制作諸規則として「構想の統一」という特異な概念を提示する。

このバレエの模倣の特性、及び「構想の統一」とはなにか。メネストリエは模倣について言及し、そもそも諸事物とは「起こった、あるいは起こりうる偶然の多様性」に満ちており、これを表現することによってはじめて諸事物の本性は模倣されるとする。さらに悲劇とバレエの違いについて論じ、悲劇が言葉と言い回しによって「行為」を模倣する一方で、「無言の劇」であるバレエの模倣手段は外形(figure)と動きであるとする。このバレエ固有の模倣手段である外形と動きは、動きによってのみ明らかになる事物の本性を表現することが可能であり、メネストリエはこの事物の本性の模倣にバレエの模倣の特性を見出す。この「起こった、あるいは起こりうる」事物の本性の模倣という特性は、メネストリエの主張する「現実態、あるいは可能態」によって構成される「題材(sujet)」がバレエ作品の素材として適切であるという作品概念に相応する。すなわち現実態、可能態で構成された題材を選択し、この題材に資するもの「すべて」を枚挙し展開することによって成立するのがバレエ作品であり、この展開は悲劇の筋に相当するとした。したがってこの「すべて」は、「三統一の規則」には拘束されえないが、題材の展開という同じ目的に関わる必要がある。これをメネストリエは「構想の統一」とし、古典主義時代において極めて特異なバレエの制作諸規則を提示したのである。